

定期監査の結果に関する報告について（平成29年度第2回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、戸田由紀子前監査委員が実施しました。

平成30年6月27日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	高橋	絹	子

平成 29 年 度

監 査 報 告 書

(第 2 回)

定 期 監 査

環 境 経 済 部

都 市 部

教育委員会 教育部

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

環境経済部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関

3 監査の実施期間

平成29年12月1日から平成30年1月26日

4 監査の方法

監査に当たっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

全体的検討事項

1 時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、職員の健康保持及び公務能率の向上の観点に加え、ワークライフバランスや経費節減などの観点から「退庁時間の周知徹底」や「時間外勤務時間数の上限設定」について、平成29年7月25日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」（以下「総務部長通知」という。）によって示されている。

時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、一定の改善が認められる部署がある一方で、特定の職員への偏りや「総務部長通知」の上限を超えているケースが見受けられた。

各所属長は、職員の心身の健康に十分配慮し、業務の繁閑に応じた勤務体制の強化や事務配分の適正化に努めるとともに、確実な時間外勤務の縮減に取り組まれない。

2 備品台帳の整備状況について

備品は、市の財産であり、市民への説明責任を果たしていくため、その価値を正確に把握することは重要である。

備品台帳について、特に所管換えされた備品の取得金額が未記入となっている箇所が見受けられた。

引き続き、備品台帳の整備に努めるとともに、全庁的に統一的なものとなるよう検討されたい。

3 契約の事務について

一般競争入札を行わない額の契約において、予定価格と契約金額が同額のものが見られる。これは、見積りを参考に予定価格を設定した場合に多く見られるが、より透明性を確保する観点から、適正な予定価格を設定して契約事務を実施されたい。